

重要事項説明書（掛川あそび保育園）

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	株式会社 あそび学園
代表者氏名	代表取締役 馬塚 孝雅
法人の所在地	静岡県浜松市中央区下石田町320番地
法人の電話番号	053-422-2525

設立 : 平成12年8月4日

資本金 : 2億6千万

株主数 : 159名（令和6年4月1日現在）

主要事業 : 幼児保育・学童保育・音楽、英会話レッスン教室・食品事業

関連施設 : 保育所型認定こども園 「あそびこども園浜松」「浜っ子こども園」
「あそび西ヶ崎こども園」「袋井あそびこども園」
認可保育所 「掛川あそび保育園」 障害児通所支援事業 「Amis」
学童クラブ 「あそびっこ学童クラブ」

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名 称	掛川あそび保育園
所 在 地	静岡県掛川市岡津 63-2 番地
電 話 番 号	0537-22-8900
管 理 者 名	園長 的場 ジルベルト
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 12名 3歳児 2号 20名
	1歳児 3号 18名 4歳児 2号 26名
	2歳児 3号 18名 5歳児 2号 26名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。
職員への研修の実施状況	内部研修年12回以上、外部研修3~4回実施
認 可 年 月 日	29年4月1日

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	当園は児童福祉法に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児の養護と教育を行い、豊かな人間性を持つこどもに育つよう、保育することを目的とする施設です。
理 念	基本方針：「賢く、思いやりのある、逞しいこども」 保育理念：知・徳・体の調和のとれた全人教育を目指しています 保育方針： 1. 丈夫で逞しいこども 2. よく見、よく聞き、よく考えて行動するこども 3. 自分の要求をしっかりと持ち、意欲的に活動できるこども 4. しなやかな心を持ち、感動を力一杯表現できるこども 5. 共に生活することを喜び、思いやりの心を持てるこども

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	5529.17 m ²		
	園庭	1362.68 m ²		
建物	構造	鉄骨造 2 階建て		
	延べ面積	1739.19 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	6 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	14 室
	調乳室	1 室		
設備の種類	冷暖房			
その他	大型遊具			

5. 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 人	人
副施設長(必要時)	園長を補佐し、園務を整理する	人	人
主任保育士	園長を助け、命令を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 人	人
副主任保育士	園長を助け、命令を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 人	人
保育士	園児の保育をつかさどる	14 人	7 人
保育補助	保育体制強化	3 人	人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1 人	人
調理師	園児の栄養指導及び管理	3 人	人
調理員	給食調理業務	人	人
事務員	会計・総務	1 人	人
用務員	保育等の準備・園内整備	人	1 人

* 当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	午前 7 時から午後 7 時 (土曜日午前 7 時から午後 6 時)
休 園 日	日曜日・祝日・年末年始
そ の 他	

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前 7 時から午後 6 時
	延長保育時間	午後 6 時から午後 7 時
保育短時間認定	保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分
	延長保育時間	午前 7 時から午前 8 時 30 分、午後 4 時 30 分から午後 7 時

*延長保育時間の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。ご了承下さい。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 保育内容

保育園は児童福祉法に定められた、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児の養護と教育を行い、豊かな人間性を持つこどもに育つよう、保育することを目的とする施設です。

◎0. 1. 2歳児（未満児）

遊び・食事・排泄・睡眠・清潔などの生活リズムを整えながら、家庭の延長の場として、保育者が親の代わりとなり、こどもたち一人一人を温かく見守り、楽しい生活を送るようにする。又、こどもたち同士が触れ合い、様々な活動することにより興味や関心を持ちながら生活をする。

◎3・4・5歳児（以上児）

園生活の中で、養護と教育を受けながら友達と保育者と関わりを持ち、何事にも意欲的に取り組むことができるこどもを育てる。又、特色ある保育や戸外活動・行事を通し豊かな人間性を育てる。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

土曜日・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を静岡県西部保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1回／月）による調理従事職員の健康管理を徹底して

います。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

献立表（普通・離乳食・アレルギー除去食）あり。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月末日）。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

上記に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

口座振替をご利用頂きます。

③ 自主事業の利用料金

* 保護者会費の徴収があります。

口座振替をご利用頂きます。

11. 利用の開始について

当園では、掛川市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 市外に転出するとき

④ 長期欠席するとき

⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①内科

医 療 機 関 の 名 称	はぐくみクリニック
医 院 長 名 又 は 医 師 名	西尾 友宏
所 在 地	掛川市長谷2丁目2番6号
電 話	0537-24-8993

②歯科

医 療 機 関 の 名 称	あんり歯科医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	毛利 光江
所 在 地	掛川市本郷34-1
電 話	0537-26-4611

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

保護者と相談の上、お預かりしているお薬は、保護者に連絡し了解を得て投与します。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	掛川市立曾我小学校		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	基本セット保育園賠償責任保険・保育者賠償責任特約・保育園児団体傷害保険

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	佐藤 彩乃		
受付責任者	的場 ジルベルト		
利用時間	午前9時～午後5時		
連絡先	電話 0537-22-8900		
	FAX 0537-22-8901		
第三者委員	山田 悟史	橋本 恭直	
	電話 0538-37-0191	電話 0537-22-3820	
	大学教授	曾我地区区長会長	
受付方法	例) 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

19. 個人情報の保護に関する基本方針

<プライバシー保護>

☆利用者の個人情報について☆

利用者に安心して保育園生活を送っていただけるよう日々努力を重ねています。「利用者の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えています。そのため当園では、以下のプライバシー保護マニュアルを定め履行に努めます。

1. 情報の収集について

保育園利用者の個人情報を収集する場合、利用者の保育にかかわる範囲で行います。

その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的をあらかじめおしらせし了承を得たうえで実施

します。

2. 個人情報の利用及び提供について

利用者の個人情報の利用については以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ・ 利用者の保護者に同意を得た場合
- ・ 法令等により提供を要求された場合

※法令の定める場合を除き、利用者の許可なくその情報を第三者に提供しない

3. 個人情報の適正管理について

利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏洩、紛失、改ざんまたは利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 第三者への提供

事前に本人の同意を得ることなく、取得時に明示した共同利用者以外の第三者に個人情報を提供しません。

5. 開示要求への対応

本園は、ご本人が自らの個人情報への開示、訂正、または消去などを希望される場合、ご本人であることを確認した上で、法令の規定に基づき、すみやかに対応します。

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報の仕組みの継続的な改善を図ります。

<管理について>

個人情報となるもの	保管場所	管理責任者
緊急連絡表	職員室	園長
緊急連絡メールシステム	職員室	園長
児童票	職員室	園長
健康調査表	職員室	主任保育士・看護師
健康診断表（各種）	職員室	主任保育士・看護師
園児名簿	職員室・各クラス	園長・主任・クラス担任
保管期間外書類処分	職員室	園長

※必要とする場合は、管理責任者の許可を得る。

個人情報に関する事故への対応

個人情報に関する事故が発生した場合にとるべき対応

1. 事故発見者は事故発生を保育園内の責任者に直ちに報告する

個人情報に関する事故はいつ発生するか予測が付きません。事故の発生に備え、保育園内における報告連絡体制を整える。

↓

2. 事故に関する事実関係を調査し、把握する

事実関係を可能な方法により調査し、できるだけ正確に把握する

↓

3. 事実関係を速やかに本人に通知するか または本人が容易に知り得る状態にする

把握した事実関係は、事故による影響を受ける可能性がある本人に速やかに通知する。
本人の居場所が不明である時などの理由により本人に通知できない場合は、保育園内の窓口に書面を備え、ホームページに記載することにより、本人が容易に知り得る状態にする。



4. 事故原因を究明し、事故防止策を検討する

事故原因

- ・ 職員の置き忘れや施錠し忘れなどの過失
- ・ 保育園内の盗難や車上荒らしなど



5. 事実関係、事故原因および再発防止策を可能な限り公表するとともに 関係機関に報告する

二次被害を防ぎ また類似事実の発生を避けるために 事実関係等をできるだけ公表する

* なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. 当園におけるその他の留意事項

- ① 当園は保護者会活動を行っています。
- ② 当園には後援会があります。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	金 額	内容及び目的
教育・保育用品	12,170 円～39,270 円 学年によって購入品が異なります	園児が入園時・園生活に必要な為
保険料（任意）	年間 1,900 円～（任意） プランによって異なります	個人的に加入したい場合
送迎駐車場	800 円	保護者駐車場が借地の為
行事参加費	実費（別紙おたより）	お泊り保育・遠足等の行事参加の為
給食費	主食費 月額 2,000 円 副食費 月額 5,000 円	主食費…米・パン・麺等、主食に関わ る材料費の徴収の為 副食費…おかず・おやつ等副食に関わ る材料費の徴収の為
口座振替手数料	月額 165 円	金融機関による事務手続きの為
行事写真代	実費	購入希望者のみ
サブスク利用料	実費 アレルギーやオムツ被れ等の場合 は家庭から持参頂きます	園生活に必要な場合

- * 給食費は、月に 1 回でも飲食があれば徴収します。
土曜保育を利用しない場合は、副食費を 500 円引きます。
市から副食費免除の決定がされた場合は、副食費の徴収は行いません。
- * 当園は、上記費用の支払いは、口座振替で行います。

2. 延長保育に係る利用者負担

延長利用料 30 分毎 3 歳以上児 100 円 3 歳未満児 150 円

* 18 時以降の延長利用料は、30 分毎 3 歳以上児 150 円 3 歳未満児 200 円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分）を超えて利用した場合は、延長保育となります。

3. その他

下記の諸団体が保育運営に支援いただいています。

項 目	金 額	内容及び目的
保護者会費	月額 700 円	保護者会主催行事の運営費
後援会費	月額 1,000 円（任意）	円運営の円滑化のため

警報発令時の対応について

地震災害時（警戒宣言発令）

【在園中に発令された場合】

- ① 注意報の場合 → 園で待機させる。
 - ・ 教育・保育を中止し、保護者への引渡しのための連絡体制を取る。
 - ・ 安全確保が困難と予想される場合は、保護者への引渡しを開始する。
 - ② 警戒宣言発令の場合 → 帰宅させることを基本とする。
 - ・ 園児はただちに園庭に避難し、クラスごとに待機する。
 - ・ 保護者は園児を引き取りに来園する。担任に連絡し、園児を引き取る。
この場合保護者とは、同一家族または保護者から依頼された者とする。
依頼者には園児との関係・名前をお聞きする。（引き渡しカードを確認）
 - ・ 保護者の引き取りが遅れた場合、直接保護者または依頼者に引き渡すまで園児は園で保護している。
- ◎ 園での待機が困難な場合は、第二避難場所「掛川市立曾我小学校」に移動する。

【登園中に発令された場合】

警報の場合 → 警報解除まで自宅待機とする。

- ① 警戒宣言発令の場合 → 帰宅する。
 - ・ 発令時に自宅にいる者は、自宅待機する。
- 降園中に発令された場合 → そのままただちに帰宅する。
- ・ 在園児については、在園中と同様にする。

【在宅中に発令された場合】

警報の場合 → 警報解除まで自宅待機とする。

- ① 警戒宣言発令の場合 → 休園とする。
 - ・ 警戒宣言解除まで自宅待機する。解除後は、保護者の判断で登園可。

台風による暴風雨などの対処

当園が所在する地域に避難情報が発令された場合、避難情報警戒レベルに応じた対応を以下のように定める。

	警戒レベル	避難情報	対 応
開 園 前	5	緊急安全確保	・ 臨時休園とする。
	4	避難指示	・ 施設状況や周辺状況に応じて、登園自粛要請や臨時休園の措置を行う。
	3	高齢者等避難	・ 当日の午前 11 時までに避難情報が解除された場合は、施設状況や周辺状況を鑑み再度判断する。
開 園 中	5	緊急安全確保	・ 園の災害対応マニュアルや避難確保計画に沿って、安全を確保しつつ、保護者への園児の引き渡しの要請や避難開始等の対応を行う。 ・ 引き渡し完了次第、臨時休園とする。
	4	避難指示	
	3	高齢者等避難	

同意確認書

1. 掛川あそび保育園の入園にあたり、重要事項を含む入園の説明を受け承諾する事。
2. 掛川あそび保育園での様子をホームページ・インスタグラム等に掲載・公開する事。
3. 掛川あそび保育園から小学校、他の特定教育・保育施設等、他の特定子ども・子育て支援提供者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関へ子どもに関する情報を提供する事。
4. 突発的事案・事件等（虐待・通報等）による情報開示を求められた場合。

円滑な園運営を目的とし、上記事柄に関し同意致します。

年 月 日

クラス _____ 園児氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

上記事項の No.2 について、同意できない方は下記に詳細をご記入ください。